

令和5年度南いわて関係人口創出事業
企画・運営等業務

業務仕様書

令和5年2月

県南広域振興局経営企画部

この業務仕様書は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度南いわて関係人口創出事業企画・運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

仙台圏と岩手県県南地域（以下「県南地域」という。）における人口の流出入に着目し、仙台圏在住大学生等を対象とした、県南地域の地域課題の解決案創出等に対するワークショップを実施する。

これにより参加者と県南地域との関係性を深め、「関係人口」の創出を図ることで、移住・定住への展開、地域課題解決（自治体、集落等が抱える様々な課題）への展開を目指すもの。

2 業務内容

本業務の委託内容について、次に掲げる各項目が効果的かつ円滑に運営されるよう企画提案を行うこと。なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施すること。

(1) 仙台圏在住大学生等を対象としたワークショップの開催

ア ワークショップの課題テーマの設定

県南地域の地域課題を提案する者を選定し、ワークショップで検討する課題テーマを設定すること。

なお、企画提案においては、課題の提案者数、選定に当たっての基本的考え方や意図、背景等を記載すること。

- ・ 課題の提案者は、現地またはオンラインにて継続してワークショップに参加可能な者とし、各提案者とも県南地域での実践活動に現地参加できる者とする。

イ ワークショップ等の実施

ワークショップの説明会1回及び設定した課題テーマごとにワークショップを実施することとし、ワークショップの実施においては仙台市内での開催1回以上及び県南地域での実践活動は1回以上実施すること。

- ・ ワークショップの回数及び各回の実施方法について提案すること。
- ・ ワークショップの中では、参加者交流会や活動発表会の実施など、参加者が交流できるよう配慮すること。
- ・ オンライン開催を可とするが、効果的な実施方法とすること。
- ・ 仙台市内での開催場所は、仙台市内の大学を予定しているが、その他の会場での開催を妨げるものではないこと。

【事業実施イメージ】 ※当該内容以外で実施することを制限するものではないこと。

- ・ワークショップ説明会
- ・第1回 講義、参加者交流会
- ・第2回 課題テーマに対するアクションプランづくり①
- ・第3回 課題テーマに対するアクションプランづくり②
- ・第4回 参加者と課題提案者が連携した地域課題解決につながる実践活動
- ・第5回 活動発表会

ウ 参加対象者及び参集人数

県南地域に興味のある仙台圏在住大学生等 20名程度

エ フォローアップ

(ア) 県南地域での実践活動が行われる場合に要する費用（会場使用料、試作費、印刷費など）を負担すること。また、参加者が県南地域を訪れる際に要する費用（交通費、宿泊費、保険料）を参加者へ支払うこと。

なお、支払額に上限を設けることは差し支えないこと。

(イ) ワークショップ参加者が円滑に議論し、また、つながりの継続が図られるよう、必要な助言やフォローアップを行うこと。

オ その他

(ア) 県で共催依頼を行う予定の仙台市内の大学と連携しながら、企画運営、参加学生への連絡や情報共有を行うこと。（令和4年度は東北学院大学と連携して実施）

(イ) 上記の連携の他、多様な参加者が集まるよう、仙台市内の大学に対する効果的な告知方法を提案すること。

(イ) 受託者は、企画立案、チラシ・イベントバナー等デザイン、集客・宣伝・申込受付、会場確保、課題提案者等との日程調整、運営（安全管理を含む）、アンケートの実施・集計など、業務全体を統括し、開催に当たって必要な業務の一切を行うこと。

(ウ) 課題提案者の報償費及び旅費、チラシ・イベントバナー等デザイン費、フォローアップに要する費用など、実施に要する費用については、すべて受託者が負担すること。

(エ) 受託者は、各ワークショップが終了した都度、実施した内容について県に報告すること。なお、報告事項、提出期限等については、県と協議の上、定めるものとする。

(2) 成果品

本仕様書の内容に従い、全ての業務の完了後は、実施報告書（イベント報告書、関係人口リスト、アンケート集計、記録写真等）を提出すること。（宣伝・広告の実施結果を含み、関係人口リストは、参加者等に関する情報をとりまとめたものを想定している。）

(3) その他、事業の実施に必要な業務全般

ア 契約締結後、速やかに委託者と打ち合わせ、履行スケジュール、執行体制の調整を行うこと。

イ 委託者の指示に従い、定期打ち合わせ及び必要に応じ随時打ち合わせを行うこと。

(4) 留意事項

ア 開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、都道府県をまたぐ移動が制限された場合等においても、実施できる体制を確

保すること。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によっては、事業内容の変更、中止又は代替策による実施を指示する場合があること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「(1)再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。